

## 陳　述　書

控訴人　天明伸浩

提訴以来この7月に審理を終えるまで約3年半の月日が流れましたが、その殆どの期間は鑑定をどう実施するかという準備の時間と鑑定の結果が出るまでひたすら待機している時間と鑑定結果で白黒つかなかったので再鑑定をやるかどうかを検討した時間でした。しかし、裁判所は私たちが求める「真相解明」にそれ以上踏み込みます、灰色のまま判断を下したのは非常に残念でなりません。高等裁判所では「真相解明」のために原告と被告の主張のどちらが正しいのかじっくり審議して、我々地元住民に対し、被告の遺伝子組換えイネ（以下、GMイネといいます）の屋外実験は危険なのか、それとも心配ないものなのか、ぜひお示しいただきたいと思います。

2005年の春に、被告により上越の水田でGMイネの屋外実験計画が発表されました。米を上越で作る有機稻作農家として、上越の水田で作られる米に一点の不安があってもいけないと想いから「GMイネの屋外実験」に関心を持ちました。その後、このGMイネについて被告の説明を聞く機会が度々あつたのですが、その説明を聞くたびに不安が大きくなりました。なぜなら、「農家のイネとの花粉交雑の危険性がないのか」、「GMイネが作り出すディフェンシンタンパク質の食品としての安全性の確認をしているのか」、「GMイネが作り出すディフェンシンタンパク質は食べる部分（コメ）に含まれないのか」など様々な質問をしたのですが、その回答はどれも私の不安を払拭してはくれないばかりか、説明が次々と変わる有様だったからです（その質問と回答の詳細は、甲39号証の金谷陳述書を参照下さい）。なかでもディフェンシンタンパク質がGMイネのどの「場所」で作られるかの説明について、【イネの葉茎のみで、可食部には発現しない】→【イネの穂でも発現する】→【緑色の玄米でも発現する可能性があるが、食べるには白い米だけだ】などと次々と変わりました。ちなみに玄米で食べる人も多いので、これは誤った説明です。これらのことから、被告は地元住民に誤ったウソの説明で納得させようとしているのではないかと思い、私に限らず地元住民の被告に対する不信は大きくなりました。

結局、このとき、被告は説明責任を十分に果たすことなく、屋外実験を強行しました。この実験強行について、原告や地元住民だけでなく、新潟県知事も当初から被告の住民への説明不足を指摘し（甲113号証の1）、その後も県議会で被告（北陸研究センター）の説明不足を批判し（甲113号証の2）、地上越市でも当初から被告の住民へ十分な説明を果たすように求め（甲113号

証の3)、その後も被告の説明不足を批判し(甲113号証の4)、新潟県の市長会も被告実験の中止を求める決議を採択し(甲113号証の5)、その他新潟市をはじめとして多くの自治体で被告実験の中止を求める決議が採択されました(甲113号証の6~11)。

さらに、本裁判に先立つ差止め仮処分の一審決定において、裁判所は被告に対し、「今後とも生産者や消費者に的確に情報提供したり説明をすることにより、本件GMイネに対する不安感や不信感等を払拭するよう努めていく責任がある」と情報公開と説明責任を命じました(控訴理由書別紙1を参照下さい)。

そこで、私たち生産者や消費者はこの一審決定に基いて被告に対し、不安がある耐性菌の発生確認などを求めた質問(甲25号証・同26号証)を申入れたのですが、被告は「ディフェンシン耐性菌の発生については、今回の実験の目的でなく、調査する予定はない」(甲27号証・同28号証の各1頁回答2)と説明責任を放棄し、裁判所の命令をあからさまに無視する回答をしました。新潟県知事や新潟県の市長会、多くの地元自治体だけでなく、裁判所からも説明責任を果たすように命じられながら、これを無視する被告の態度に私たちの「不安感や不信感」はますます大きくなってしまったのです。

その結果、被告の誠実な対応は期待できないことを教えられた私たちは、残された途として、「不安感や不信感」を晴らすために裁判を継続し、その中で真相解明に取り組むよりほかなくなったのです。私は被告の対応のお粗末さからこの時に新たに原告に加わりました。

このなかで私たちが最も不安に感じたのは耐性菌問題です。一審の審理終了の直後に耐性菌研究の第一人者として知られる順天堂大学の平松教授の意見書が提出されました。そこには「生態系に重大な危機が到来する前に、問題の発生を未然に防ぐ方策を立てることに重大な関心をもたざるをえません。」と上越の水田で起きている危機を明快に述べられていました。

私は居ても立ってもいられずに東京の平松教授の研究室を訪れ、その真意を聞いてみました。その時、平松教授から、耐性菌を研究している人間にとて、このようなGM稻を栽培すればディフェンシン耐性菌が発生することは常識であり、疑いようが無いことを知らされ愕然としました。

そのとき、ディフェンシン耐性菌による被害は、抗生物質による耐性菌の比ではないことを教えていただきました。人を含めて、ディフェンシンを作り出す多くの動植物、昆虫にとってディフェンシン耐性菌は脅威となる可能性があり、その結果、人の健康、食糧、生態系、生物多様性に重大な悪影響を及ぼす可能性があるからです。

そして、このような生物災害は今日では国境を越えた問題ではあります、

こうした深刻な被害はまず地元の上越から発生するでしょう。上越で農業を営み、生活する私たち原告にとって、それは大変な脅威です。

耐性菌の発生の有無、およびその影響を明らかし、真相解明するとともに、予防原則に則った処置をしていただくことしか、こうした私たちの不安をなくすことはできません。

高等裁判所におかれましては、以上のことをご理解いただき、可能な限り十分な審理を尽していただくことを切にお願い申しあげる次第です。

以 上

2009年12月14日

新潟県上越市吉川区川谷3193-1

天明 伸若



東京高等裁判所第20民事部 殿